

第4章 計画の基本目標

第1節 指宿市の目指す環境像

1. 基本理念

指宿市環境保全条例（平成18年1月1日条例第111号）第3条に本市の環境の保全についての基本理念をうたっており、本計画は、その理念に基づき策定するものです。

【指宿市環境保全条例 第3条】

市長は、環境基本法(平成5年法律第91号)に定める基本理念にのっとり、良好な環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境保全に関する基本的な計画を策定して、これを実施しなければならない。

【環境基本法 第3条～第5条】

第3条

環境の保全は、現在及び将来の世代の人間が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。

第4条

環境の保全は、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されること、環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨として、行われなければならない。

第5条

地球環境保全は、国際的協調の下に積極的に推進されなければならない。

2. 望ましい環境像

人間の生活は、大気や水、地形や土壌、生態系などあらゆる自然環境とつながりの上に成り立っており、自然環境の変化は私たちの暮らしに大きな影響を及ぼします。

先人達は、それらの多様な自然とうまく共生しながら、その恩恵を生活や文化、社会・経済活動等に生かしてきました。

しかし、近年の急速な経済的発展は、人々の生活を便利にする一方で、開発等による自然の破壊やそれに伴う生活・文化面の豊かさの低下等を招いています。今、まさに「人と自然の共生のあり方」について、地球規模で改めて考え直す時期を迎えています。

私たちには、人と自然との関係を今一度問い直し、自然と共存してきた人々の文化、知恵、技術を見直し、人と自然との豊かな関係を再構築していくことが求められています。

このため、指宿市環境保全条例の基本理念に基づき、本市の望ましい環境像を次のように掲げます。

みんなでつくる“人”と“環境”にやさしいまち いぶすき

第2節 計画の基本目標

前項で示した基本理念や望ましい環境像を踏まえて、安全・安心な地域社会の確保と低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の実現に向け、各主体（市民・事業者・市等）の協働の下で、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域にわたって保全されるまちを目指して、本計画の基本目標を次のように掲げます。

◆◆第二次指宿市環境基本計画の基本目標◆◆

基本目標 1. きれいな川・湖・海、豊かな自然・風土を誇れるまち

長い年月をかけて育まれてきた自然や風土は、未来に引き継ぐべき市民共有の財産です。水環境の保全や生物多様性が育む恵みに感謝し、それら生態系サービスを受けている農林水産業の持続可能な節度ある利用と保全・維持に努め、将来の世代へ引き継げる自然共生社会の構築を目指します。

基本目標 2. 快適な生活環境の実現を目指すまち

生活環境の保全や化学物質対策の取り組みを強化し、公害のない心身ともに健やかに暮らせるまちを目指します。

基本目標 3. ごみを減らし、資源循環を目指すまち

限りある貴重な資源を有効的に活用し、資源循環を図りながら、環境にやさしい経済・社会構造への転換、環境関連産業の育成等により、環境負荷の少ない循環型社会の構築を目指します。

基本目標 4. 地球環境に貢献するまち

地球温暖化問題は緊急かつ深刻な問題となっており、本市においてもその影響が現れています。その原因が私たちの日常生活と密接につながっており、市民・事業者・市等が協働して省エネルギーの取り組みや自然エネルギーの活用など、地球温暖化対策に積極的に取り組むまちを目指します。

基本目標 5. 協働で環境保全へ取り組むまち

環境保全を図り、市民・事業者・市等が協働で、持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくりや基盤整備の推進を図るまちを目指します。